

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【公開番号】特開2018-136239(P2018-136239A)
 【公開日】平成30年8月30日(2018.8.30)
 【年通号数】公開・登録公報2018-033
 【出願番号】特願2017-31827(P2017-31827)
 【国際特許分類】

G 0 1 R 31/26 (2020.01)

【 F I 】

G 0 1 R 31/26 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月15日(2020.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電荷を検知する検知部を有する電子部品を保持し、前記電子部品に第1検査及び第2検査を行う検査部に、前記電子部品を搬送する第1保持部と、
前記第1保持部に設けられた押当て部と、
前記押当て部に設けられた導電部材と、
を備え、
前記第1検査は、前記導電部材を前記検知部に当接させず、
前記第2検査は、前記導電部材を前記検知部に当接させ、
前記検査部が前記第1検査を行なった結果が予め決められた条件を満たす場合に、前記第1検査を行った前記電子部品に対して前記第2検査を行い、
前記検査部が前記第1検査を行なった結果が予め決められた条件を満たさなかった場合に、前記第1検査を行った前記電子部品に対して前記第2検査を行わず、前記第1保持部は、前記第1検査を行っていない別の前記電子部品を検査部に載置する、電子部品搬送装置。

【請求項2】

前記第1検査及び前記第2検査のうち少なくともいずれか一方は、複数回行なわれる、請求項1に記載の電子部品搬送装置。

【請求項3】

前記第1保持部とは異なる構造である第2保持部を有する、請求項1又は2に記載の電子部品搬送装置。

【請求項4】

電荷を検知する検知部を有する電子部品を保持し、前記電子部品に検査を行う検査部に、前記電子部品を搬送する第1保持部と、
前記電子部品を保持可能で、前記第1保持部とは異なる構造である第2保持部と、
を備え、
前記第2保持部は、前記第1保持部が前記電子部品を前記検査部に載置した後に、前記電子部品を押圧して前記検査を行う、電子部品搬送装置。

【請求項5】

前記第1保持部は、吸着機構を有し、

前記第2保持部は、前記吸着機構を有しない、請求項4に記載の電子部品搬送装置。

【請求項6】

前記第2保持部は、電気検査を行う端子を有している、請求項4又は5に記載の電子部品搬送装置。

【請求項7】

電荷を検知する検知部を有する電子部品に対し、第1検査及び第2検査を行う検査部と

、
前記電子部品を保持し、前記検査部に、前記電子部品を搬送する第1保持部と、
前記第1保持部に設けられた押当て部と、
前記押当て部に設けられた導電部材と、
を備え、

前記第1検査は、前記導電部材を前記検知部に当接させず、

前記第2検査は、前記導電部材を前記検知部に当接させ、

前記検査部が前記第1検査を行なった結果が予め決められた条件を満たす場合に、前記第1検査を行った前記電子部品に対して前記第2検査を行い、

前記検査部が前記第1検査を行なった結果が予め決められた条件を満たさなかった場合に、前記第1検査を行った前記電子部品に対して前記第2検査を行わず、前記第1保持部は、前記第1検査を行っていない別の前記電子部品を検査部に載置する、電子部品検査装置。